

“全6回「週1回」の講座で解決”

やない創業塾

第14期受講生募集

◇創業希望の方

◇創業間もない方

こんな「お悩み」はありませんか？

- | | |
|--|--|
| ☒ 創業したいが何から始めたら良いかわからない。 | ☒ 創業したいがアイデアが思いつかない。 |
| ☒ 失敗した時の事を考えてしまい一歩踏み出せない。 | ☒ 同じ志の仲間が欲しい。 |
| ☒ 商品・サービスに自信があるが販促・集客に不安がある。 | ☒ 経営の基礎知識を一から習得したい。 |
| ☒ 必死に働いても利益が出ない。 | ☒ 相談できる相手がいない。 |

柳井商工会議所では、「創業を検討されている方」から「創業後5年未満の方」を対象に創業塾を開講します。創業に必要な知識、手続き、計画づくりなどわかりやすく解説いたします。すでにアイデアをお持ちの方、現在の職種から独立をお考えの方、今のところ予定はないがいつか自分で事業をしてみたいとお考えの方、創業はしているが改めて経営について学び直したい方、ぜひこの機会をご利用ください。

開催日時

令和8年

8月27日(木)・9月3日(木)・9月10日(木)

各回18:30~20:30

9月17日(木)・10月1日(木)・10月10日(土)

最終日のみ13:00~17:00

会場

柳井商工会議所 1F研修室

定員

10名 (定員になり次第締め切らせていただきます)

受講料

3,000円 (全6回分)

対象

創業をお考えの方、創業後5年未満の方

申込み

QRコード又は裏面の内容をメールにて
お申し込み下さい。

【講師】

シンプルシステム(株)

代表取締役

伊藤勝彦 氏

・中小企業診断士

・情報処理技術者



1973年生まれ(周防大島町) 中小企業診断士として自らの会社経営に加え、業種の異なる3つの会社の取締役などを兼務し、会社設立・資金調達・マーケティング・IT・労務法務財務管理などの実務を担っている。これらの実務経験に基づいたノウハウ還元型の経営コンサルティングが特徴であり、企業のマネジメント支援は実践的である。また、自身の会社でクラウドサービスを展開するなどDXにも取り組んでおり、デジタル活用やDX支援も実践的である。

【主催】柳井商工会議所 【共催】大島商工会

令和8年度 山口県 創業・事業承継専門家派遣等事業

※本事業は、柳井市・田布施町・平生町・周防大島町が行う特定創業支援等事業に該当します。

お問い合わせ

柳井商工会議所 中小企業相談所(担当:木村)
〒742-8645 柳井市中央二丁目15番1号
TEL (0820) 22-3731
E-Mail soudan@yanaicci.or.jp

お申込みフォーム



やない創業塾カリキュラム

1 日目	創業の心構え、創業手続き	
8月27日(木) 18:30~20:30	・創業の心構え「経営者になるということ」・創業の成功確率 ・あなたに必要な売上高の計算方法・創業に必要な手続き・人材育成	
2 日目	失敗しないための商品開発とマーケティング	
9月 3日(木) 18:30~20:30	・自己分析（SWOT 分析）・独自性のある事業内容 ・商品力・サービス力・集客方法 ・マーケティングプラン	
3 日目	創業に必要な資金と収支計画	
9月 10日(木) 18:30~20:30	・財務会計・税務申告の基本 ・開業に必要な資金と資金調達方法・売上高と利益の決め方	
4 日目	事業計画作成	
9月 17日(木) 18:30~20:30	・経営戦略 ・DX とデジタル活用	
5 日目	事業計画作成	
10月 1日(木) 18:30~20:30	・数値計画 ・発表準備	
6 日目	「わたしの創業計画」発表	
10月 10日(土) 13:00~17:00	発表会	・創業計画発表 ・創業支援機関紹介

やない創業塾受講申込書

申込先 【Mail：soudan@yanaicci.or.jp】

フリガナ		性 別	生年月日
お名前		男 ・ 女	西暦 年 月 日
ご住所	〒 —	携 帯 電 話 番 号	
メールアドレス		創業予定地(例：柳井市)	
創業内容	創業予定業種 小売卸・飲食・建設・製造・サービス・その他	内 容（主な商品・サービス）	
現在の職業	① 会社員 ② パート・アルバイト ③ 無職 ④ 創業5年未満の経営者		
経営者の方 (創業5年未満)	事 業 所 名	創業年月	業 種
		年 月	

※この申込書に含まれる住所、氏名、電話番号等の特定の個人を識別できる個人情報は山口県、柳井市、田布施町、平生町、周防大島町、柳井商工会議所がおこなう創業者支援事業に利用するほか、各種事業のご案内等のために利用させていただく場合があります。

※1 日目から 4 日目までの全ての講義及び 5 日目又は 6 日目の発表会に参加される事を条件に、希望される方に対して各認定市区町村より「特定創業支援等事業受講証明書」を発行します。